

2011.4.5

会 員 各 位

大震災被災者支援活動に関する情報提供に関するお願いと
日本図書館協会からの要請等について

社団法人 日本書籍出版協会
理事長 相 賀 昌 宏

このたびの東日本大震災の被災地では、書店・図書館とも大きな被害を受け、またライフラインの復興にも時間がかかる地域もあり、被災者の方々が十分な情報を得ることができない状況が続いております。また、避難生活が長期にわたることで心のケアの問題も大変重要になってきております。

このような事態に出版者として少しでも役に立つことができればと考えます。つきましては、各社でご発行の書籍・雑誌に掲載されている、医療・看護・介護、心のケア、原子力・放射能に関すること、あるいは災害復興事業などに有益であると思われる情報について、各社のホームページ上に掲載し、期間限定で発信していただくこともご検討下さいますようお願いいたします。

また、日本図書館協会では、被災者への図書館からの情報提供や、被災児童への読み聞かせに利用するため、図書館から FAX あるいはメールによって、出版物の複製物を送付することにつき、特別な措置を取りたい旨を当協会はじめ各権利者団体、出版関連団体に要請しております。

本来は著作権者、出版権者の許諾が必要であるところ、緊急を要する事態であることに鑑み、当協会としてはこの趣旨を理解し、会員各位にもご理解ご協力をお願いすることといたしました。

会員各位におかれましては、今回の趣旨をお汲み取りいただき、ご了解賜りますようお願い申し上げます。

以 上

問合せ先 日本書籍出版協会・調査部（樋口、川又、小杉）

03-3268-1303 FAX 03-3268-1196 Mail: research@jbpa.or.jp

2011日図協第48号
2011年3月25日

著作権権利者団体 御中

社団法人日本図書館協会
理事長 塩見昇
(公印省略)

被災者を支援する図書館活動についての協力依頼

—被災地域への公衆送信権の時限的制限について—

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当協会の事業にご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたびの大震災の救援、復旧にご尽力されていることに衷心より敬意を表します。当協会も、図書館の被災状況の把握、情報提供などに努めているところです。

また図書館の機能を発揮した支援活動、サービスの展開することを図書館の現場に訴えております。そのなかで求められていることがあります。ぜひともご協力をいただきたく以下に述べさせていただきます。

被災地の救援、生活基盤の復旧が急がれておりますが、資料、情報の入手、読書も切実に望まれております。これは図書館が担うべきことですが、被災地の図書館は実施できないか、実施できても困難を極めております。

そこで全国の図書館による支援が求められています。その一環として、ICT を活用したネットワークにより行うことが極めて有効です。

以下について実現することは、現下の極めて困難な生活を送っている被災者に対する励ましになるものと思います。格段のご配慮をいただきたくお願いする次第です。

敬具

記

- 1 図書館の文献複写サービスによる複写物を、メールやFAXなどにより被災者や被災地の図書館や病院等の公共施設等に送信することを許していただきたい。
また救援活動を行っている団体や個人などへの送信も許していただきたい。
被災者にとって生活に関わる資料、情報は必要であり、また救援活動をしている人たちにとっても、医療、法律、行政などの情報は欠かせない。被災地でそれらを入手することは極めて困難であり、図書館のネットワークを通じての提供が求められる。
- 2 被災地の乳幼児への絵本の読み聞かせや、高齢者向けのお話し会の実施や、これらの中継、これらの様子を録音録画したものの配信、絵本の版面の公衆送信などを許していただきたい。
読み聞かせやお話し会の実施に必要となる複製や拡大写本の作成、録音録画、版面のFAXやネットでの送信などや、これらの実施内容の中継、スタジオなどで読み聞かせやお話し会をした様子を中継・録音録画したものを配信することは、困難な生活を送っている人たちに生きる力を与え、癒しともなる。
特に読み聞かせは子どもたちの心的外傷性後ストレス障害の予防に役立つといわれていることから大変重要である。
- 3 許諾の期間、地域について
以上のことについての許諾の期間、地域の範囲については、このたびの大震災による被災のため、資料、情報の入手の困難な期間および地域に限定するものとする。
被災地の復興がある程度なされた段階で複製物等は廃棄するものとする。

以上